

菊個審第1号
令和3年2月3日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市個人情報保護審査会
会 長 田中 裕司

菊池市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

菊池市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第8条第8号に基づき、令和3年1月7日付け菊総第662号により諮問がありました案件については、審議の結果、以下のとおり答申します。

1 「情報集約」

（1）市全体での滞納の実態を把握するため、各所管課が保有する滞納者の個人情報、債権管理室において収集（各所管課からの提供）することについて

2 「情報共有」

（1）上記1で情報集約した個人情報を、各所管課のうち関係課において共有（内部利用）することについて

（2）所管課において徴収が困難となった案件について、債権管理室に移管された旨を、各所管課のうち関係課において共有（内部利用）することについて

答申

上記1及び2の個人情報の収集、利用及び提供の取り扱いについては、適当である旨、答申する。